【健康医療部】

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*1 | 大阪府医療計画 | 大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。第７次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性としている。（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html |
| \*2 | 地域医療構想 | 一般病床及び療養病床について、病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの将来の医療需要と病床数の必要量と在宅医療等の将来の医療需要を推計し、2025年のあるべき医療体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要となる施策の方向を示すもの。（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html |
| \*3 | 病床機能報告 | 一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所が、毎年度、自機関の医療機能の現状（施設・設備、人員配置、治療実績等）、病床が担う医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）について、病棟単位で都道府県に対し行う報告（医療法第30条の13）。 |
| \*4 | 医療圏 | 地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、[都道府県](https://kotobank.jp/word/%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C-105448)が設定する地域単位。・[一次医療圏](https://kotobank.jp/word/%E4%B8%80%E6%AC%A1%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9C%8F-670304)([市町村](https://kotobank.jp/word/%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91-521001)):診療所への外来診療や訪問診療といった身近な医療を提供する単位・[二次医療圏](https://kotobank.jp/word/%E4%BA%8C%E6%AC%A1%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9C%8F-672786)(複数の市町村等):主に病院等への入院に関する医療を提供する単位・[三次医療圏](https://kotobank.jp/word/%E4%B8%89%E6%AC%A1%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9C%8F-671481)(都道府県):大学病院などにより、先端的な技術や高度な医療機器等を利用する特別な医療を提供する単位 |
| \*5 | 地域医療構想調整会議（大阪府保健医療協議会） | 都道府県が、診療に関する学識経験者の団体、医療関係者、医療保険者等関係者と、連携を図りつつ、構想達成を推進するために必要な事項につき協議を行う会議体（医療法第30条の14）。府では、二次医療圏毎に設置の大阪府保健医療協議会が地域医療構想調整会議を兼ねている。 |

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*６ | 在宅患者調剤加算 | 在宅業務に必要な体制が整備され、実績が一定以上ある薬局が、在宅患者に対して調剤を実施した際に調剤報酬として加算できるもの。 |
| \*７ | 地域包括ケアシステム | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活の場において包括的に支援・サービスを提供する体制。（住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供） |
| \*８ | 在宅医療・介護連携推進事業 | 在宅医療・介護連携の推進のために、市町村が、介護保険法の地域支援事業に規定された以下の（ア）～（ク）の８つの取組みについて、全ての市町村で全ての項目を実施することになっている。（ア）地域の医療・介護の資源の把握（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援（カ）医療・介護関係者の研修（キ）地域住民への普及啓発（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |
| \*９ | 死亡時画像診断(CT) | 画像診断機器を用いた死因究明方法であり、御遺体を傷つけることなく（解剖することなく）、死因診断を行うもの。御遺体をＣＴ（コンピューター断層撮影）で撮影・読影することで、体表のみでは分からない御遺体内部の情報が得られることから、解剖の要否の判断や死因究明の精度の向上につながる。 |
| \*10 | 慢性疾患児童 | 児童福祉法の理念に基づく慢性疾患や身体障がいを有する児。 |
| \*11 | 難病診療連携拠点病院 | 「『難病の医療提供体制の在り方について（報告書）』のとりまとめについて」（平成28年10月21日付厚生労働省事務連絡）では、診断・相談機能、教育機能、情報収集機能を有し、都道府県における難病診療連携の拠点となる病院を、“難病診療連携拠点病院”として指定することが示されている。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 用語 | 解説 |
| \*12 | 移行期医療支援センター | 小児期から成人期への移行期にある慢性疾病児等について、移行期医療の各関係機関の調整や患者自律（自立）支援など、移行期医療を総合的に支援する機能を有する機関。都道府県で１つ以上確保することとされている。 |
| \*13 | 大阪府難病児者支援対策会議 | 府域の難病患者や慢性疾患児童の安定的な療養生活の実現のため、各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し難病対策の維持向上を図ることを目的とする会議。 |
| \*14 | 地域医療確保修学・研修資金貸付事業 | 府内の救急や周産期医療等に従事しようとする者に対して、修学や研修に必要な資金を貸与している。一定の条件を満たせば、返還が免除されます。定員数（大阪市立大学5名、近畿大学3名、大阪医科大学2名、関西医科大学５名） |
| \*15 | 地域医療支援センター運営事業 | 地域医療に従事する意志のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する拠点。 |
| \*16 | 専門医制度 | それぞれの専門領域で、その領域の専門研修を受け、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師である専門医を、育成し、その能力を検証し、認証するしくみ。なお、「専攻医」とは専門医になるために専門医研修プログラムに登録、実践中の医師のこと。新専門医制度開始以前の「後期臨床研修医」に該当。 |
| \*17 | 日本専門医機構  | 正式名称は、「一般社団法人日本専門医機構」。 国民及び社会に信頼され、医療の基盤となる専門医制度を確立することによって、専門医の質を高め、もって良質かつ適切な医療を提供することを目的とする。上記目的を達成するため、専門医の育成、認定、専門医制度の評価等を実施する。 |
| \*18 | ナースセンター | 就職先を探している看護職員や看護職員を雇用したいと考えている施設に無料で職業紹介等を実施する拠点。就職支援サイトの運営や、講習会等を行っている。 |
| \*19 | 医療勤務環境改善支援センター | 医師・看護師等の医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする拠点。平成26年6月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では平成27年１月に開設。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 用語 | 解説 |
| \*20 | 健康づくり関連4計画 | 平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とする健康づくり関連４計画（第３次大阪府健康増進計画、第３次大阪府食育推進計画、第２次大阪府歯科口腔保健計画、第３期大阪府がん対策推進計画）を策定。「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を共通理念として掲げ、府民の健康寿命の延伸に向けて多様な主体と連携しながら総合的・効果的な健康づくり施策を進める。【健康づくり関連4計画】・大阪府健康増進計画（健康増進法第8条第1項に基づき、大阪府が住民の健康増進の推進に関する施策について定めた基本的な計画。）（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji\_kenzokeikaku/index.html大阪府がん対策推進計画（がん対策基本法第12条に基づき、大阪府におけるがん対策の推進に関する施策を定めた計画。）（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/keikaku/大阪府歯科口腔保健計画（歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づき、大阪府が歯科口腔保健の施策の総合的な実施のための基本的事項を定めた計画。）（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/shikakeikaku2.html大阪府食育推進計画（食育基本法第17条に基づき、府域内における食育の推進に関する施策について定めた計画。）（参考URL）http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/syokuiku/syokuikukeikaku3.html |
| \*21 | 健康づくり支援プラットフォーム | 府民の健康づくり活動や国民健康保険被保険者の特定健診受診実績に対してポイントを付与し、獲得ポイントに応じた特典を設けることで健康づくり活動を促進する健康マイレージ事業、個人の健康情報の見える化、健診情報等のデータ分析による効果的な保健事業の実施などを行うためのICTを活用した基盤。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 用語 | 解説 |
| \*22 | 健康キャンパス・プロジェクト | 大学を中心とした健康キャンパスづくりのモデルを構築し、学内等の機運醸成を図ることで、学生、若い世代等における健康への関心を高めるとともに、生活習慣の改善へつなげ、生涯にわたる健康づくりに向けた意識を醸成することを目的とする取組み。第2期健康寿命延伸プロジェクトの一事業（知事重点事業）。 |
| \*23 | 健康経営 | 従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、 戦略的に取り組むこと。健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績や企業価値の向上につながると期待されている。（出典：経済産業省ホームページ） |
| \*24 | 大阪府健康づくりアワード | 大阪府域における自主的・主体的な健康づくり活動の奨励・普及を図るために、職場・企業等で活動を積極的に行っている事業所等を表彰する制度。平成27年度より実施。（参考URL）平成29年度の受賞団体http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/award/index.html  |
| \*25 | 大阪アディクションセンター | 依存症の本人及び家族に対し、相談・治療・回復のための支援を行うための仕組み。当事者・自助グループ、弁護士会、病院・診療所、保健所等の関係機関による連携体制（ネットワーク）を「大阪アディクションセンター」と呼んでいる。 |
| \*26 | 大阪府国民健康保険運営方針 | 大阪府が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、大阪府及び府内市町村の国民健康保険事業の運営に関して、大阪府が定める方針。平成30～33年度の同方針は、市町村への意見聴取、大阪府国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て、平成29年12月に策定している。 |
| \*27 | 「赤字解消・激変緩和措置計画」 | 各市町村において、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等（赤字）の解消と、保険料率等をはじめとする府内統一基準の実現に向けた激変緩和措置を定めた年次計画。計画期間は、平成30年度からの最長6年間となっている。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 用語 | 解説 |
| \*28 | 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 | 「大阪府国民健康保険運営方針」に基づく、国民健康保険の運営にかかる施策や、課題の検討を行うため、大阪府、代表市町村及び国保連合会の３者で設置している会議。 |
| \*29 | 府繰入金 | 市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金の財源として、都道府県の一般会計から国保特別会計へ繰入するもの。一定の算式に基づいて繰入れる1号繰入金と、地域の特殊な事情に応じて活用するために繰入れる2号繰入金とがある。 |
| \*30 | 保険給付費等交付金 | 平成30年度から、保険給付に必要な費用の全てを都道府県が賄うことになり、保険給付を行う主体である市町村に対して府から支払われるもの。各市町村の保険給付等の費用として交付する普通交付金と、地域の特殊な事情に応じて交付する特別交付金とがある。 |
| \*31 | 一般名処方 | 処方せんには、医薬品名をお薬の「一般名（成分名）」で記載される場合と、各製薬会社が販売する上での「商品名」で記載される場合がある。「一般名」で記載された処方せんを「一般名処方」と言い、医師が処方した成分の医薬品の中で、薬剤師が患者の要望に沿った形で最も適切な薬を選択し、調剤することができる。 |
| \*32 | ＨＡＣＣＰ | 「Hazard Analysis　Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略。食品の製造・調理工程すべての段階で、食中毒や異物混入を起こす可能性がある要因を見つけ出し、その要因を無くすもしくは低減させるために重点的に管理する工程を決め、その管理手法を決定し、その管理結果を記録、検証する、国際標準とされる衛生管理方法。 |
| \*33 | 水道事業の基盤強化 | 将来にわたり、生活や産業活動に欠かせない水道事業の持続性を確保するために、適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、技術力等を有する人材の育成・確保等を図ること。 |
| \*34 | ＧＭＰ調査 | ＧＭＰ：Good Manufacturing Practiceの略称。医薬品の原料の受入れから最終製品の包装・出荷に至る製造工程において、適切な製造管理及び品質管理が行われているか、製造所に対して実施する調査。 |
| No. | 用語 | 解説 |
| \*35 | 基準Ａ | 「HACCPに基づく衛生管理」であり、コーデックスのHACCP7原則に基づき食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法に応じて計画を作成する衛生管理方法。【対象業種】・大・中規模事業者　　　　・と畜場　　　　・食鳥処理場（認定小規模食鳥処理事業者を除く） |
| \*36 | 基準Ｂ | 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」であり、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略されたアプローチによる衛生管理方法。【対象業種】・小規模事業者・当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者・提供する食品の種類が多く変更頻度が頻繁な業種・一般衛生管理による管理で対応が可能な業種 |
| \*37 | 大阪府保健所環境衛生業務実施計画 | 数多くある営業関係施設に対して、重点的かつ効率的に監視・指導等を実施するための計画。健康医療部環境衛生課が年度ごとに策定する。 |
| \*38 | 大阪市違法民泊撲滅チーム | 違法民泊施設の多い大阪市域において、法令遵守を促し、適法民泊へ誘導するとともに、無許可で営業する民泊施設を排除するためのチーム。大阪市長を委員長とし、中央区長、浪速区長、府・市関係部局長が委員として構成される。 |
| \*39 | 水道事業者 | 一般の需要に応じて、水道により、計画給水人口１００人を超える区域に水を供給する事業（住民や企業等への水道水の小売り）を、水道事業といい、厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けて水道事業を経営する者を水道事業者という。 |
| \*40 | 水道用水供給事業者 | 水道により水道事業者にその用水を供給する事業（市町村への水道水の卸売り）を、水道用水供給事業といい、厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けて水道用水供給事業を経営する者を水道用水供給事業者という。 |